

岡山県健康の森学園支援学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

いじめの定義

○児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関する現状と課題

・本校の児童生徒は、いじめに対する加害・被害の自覚が薄い場合やいじめられていることが認識できないこともある。周囲の状況等から客観的にいじめの有無を確認する体制づくりが課題である。
 ・高等部では携帯電話やインターネット・スマートフォンを利用している生徒もいる。そのため、SNS上などでのいじめや誹謗中傷を未然に防止するためにも専門家等の活用を含めて、継続的に正しい利用方法の指導に取り組んでいくことが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめを未然に防止するために、交流活動や体験活動の場を多く取り入れ、児童生徒の主体的な活動と活躍の場を提供し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・いじめの有無を客観的に判断する必要性から、いじめ対策委員会は校外を含め幅広い人選で臨み、包括的・客観的にいじめの有無を判断する。
 ・いじめの早期発見に向けて、いじめに特化した保護者アンケートを定期に実施し、学部間での児童生徒に関する情報交換を密接に行うことで、情報の共有化を図る。

<重点となる取組>

・本校児童生徒の特性を考慮したいじめの定義を教職員・保護者で共通理解し、教職員の認知能力の向上を図るために長期休業中には研修を実施する。
 ・児童生徒が集団としていじめを未然に防止する力を育成するために、集団の中での役割を自覚し、責任を果たすことで自己有用感や充実感を得られる活動を展開することで「絆づくり」を進め、人間関係力の強化を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

・基本方針をPTA総会で説明し、本校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学部別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換会や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。

・児童生徒に関わる福祉サービス機関や地域支援員・保健師等の協力を得て児童生徒に対する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・SNS上でのいじめや誹謗中傷の問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA及び、生徒を対象とした携帯安全教室等の研修会を実施する。

・居住地校、地元小中高等学校との交流や地域行事への積極的な参加を通して、児童生徒が自立と社会参加をめざす過程するための協力者を得ることができる環境作りを進める。

学 校

いじめ対策委員会

<いじめ対策委員会の役割>

・年間指導計画の作成や基本方針に基づく実践・検証を行い、未然防止等に取り組む。発生したいじめ事案への対応を行う。

<いじめ対策委員会の開催時期>

・年3回実施(年度初め、9月、年度末)

<いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達>

・直後の職員会議で伝達し、教職員への周知徹底を図る。緊急時には臨時職員会議を開く。

<構成メンバー>

- ・校外
岡山県健康の森学園障害者支援施設施設長
またはPTA会長
- ・校内
学校長・副校長・各部教頭・指導教諭・各部教務主任
生徒指導主事・保健主事・養護教諭・生徒指導係・
人権教育係

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

・県教育委員会

<連携の内容>

・ネットパトロールによる監視や保護者支援のための人員派遣

<学校側の窓口>

・各部教頭

<連携機関名>

・児童相談所、地域支援相談員

<連携の内容>

・ケース会議、支援会議

<学校側の窓口>

・各部生徒指導担当

<連携機関名>

・警察、携帯電話運営会社

<連携の内容>

・非行防止教室、携帯安全教室等

・重大事案の解決に向けての連携

<学校側の窓口>

・高等部生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①	<p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上に向け、特別支援学校におけるいじめ問題の研修を長期休業中に実施する。 ・携帯電話や、スマートフォン等の正しい利用の仕方についての研修を児童生徒・保護者・教職員が受講する。 <p>(児童生徒の活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止に向けて、児童生徒が集団としていじめ防止に取り組むよう集団機能を高めることを目的として、自己有用感や充実感を味わえるような集団活動の場を設ける。 <p>(児童生徒に関する情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童生徒は、自分の意思を充分に人に伝えられないことを想定し、日常生活の中でいじめ防止の観点から児童生徒のきめ細かい情報収集に努め、各部署で共通理解を図り、いじめを見逃さない学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS上でのいじめや誹謗中傷を防止するため、情報機器の利便性ととも情報扱うことの危険性と責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルの講座を生徒を対象として実施する。
②	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の児童生徒の変化を見逃さないよう、計画的にアンケートや教育相談を実施し、各学部間で情報交換を密接に行う。 ・身体のだぶ、傷、けが、など身体の変化にいち早く気づき、その原因の特定を早急に図る。 ・自傷や他害の事案や傾向を記録に残し、いじめの有無の判断材料とする。 <p>(相談・観察体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者がいつでも、どこでも、誰とでも気軽に児童生徒の変化について相談できる教職員体制を構築するとともに、教職員間でいじめに対する認識が共通理解されている組織作りを目指す。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の校内での人間関係や生活の様子の変化が見られたときには連絡帳等で家庭に連絡し、家庭と学校が一体となって児童生徒の様子の変化にいち早く気づくことができる体制作りを構築する。
③	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の児童生徒がいじめを受けている、またはいじめをしているとの疑いがもたれたときは、直ちに情報の集約を行い、いじめの事実の有無の客観的確認を行う。 <p>(いじめへの組織的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実の有無の客観的確認と早急な解決に向けて、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実が確認できたときには、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、該当児童生徒及びその保護者に適切な支援を行う。 <p>(いじめた児童生徒への指導支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童生徒に対しては、いじめが絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるとともに、認知が薄いことも考慮して繰り返し指導支援を行い、同じ行為が繰り返されないよう般化につなげる手立てを講じる。